町の補助金を活用して合併処理浄化槽の設置をお考えの方へ

町では、合併処理浄化槽を設置する計画のある方に対して補助金を交付しています。

本年度の補助金は、残り**7人槽2基分程度**となっていますので、**設置希望のある方は9月15日(木)まで、生活環境課環境衛生係までご連絡ください。**

希望者多数の場合には、抽選となりますことをあらかじめご了承願います。

なお、補助金の交付にあたっては該当要件（例　下水道計画区域「小平市街地、鬼鹿市街地、臼谷地区」を除く区域に設置するもの等）がございますので、詳しくはお問い合わせ願います。

■ 合併浄化槽とは…

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等が整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられているのが合併浄化槽です。

合併浄化槽の働きを一言でいうと「水洗トイレからの汚水(し尿)や台所･風呂等からの排水(生活雑排水)を微生物の働き等を利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設」です。

平成23年度補助額

5人槽	352,000円
6人槽	441,000円
7人槽	441,000円
8人槽	588,000円
9人槽以上	588,000円

野良猫やキツネ・カラスにえさは絶対に与えないでください

「近所の人が野良猫やキツネ・カラスにえさを与えている」「えさに集まってきた野良猫が家の周りにフンをして困っている」等といった電話が役場に寄せられています。

野良猫等にえさを与える行為は、近所に野良猫等が増えることにつながり、被害が集中することになりますので、絶対に行わないでください。

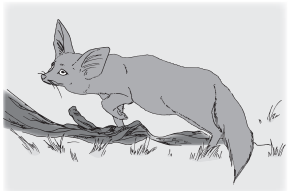

野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

ドラム缶での焼却、穴を掘っての焼却も「野焼き」行為となりますので、行わないでください。
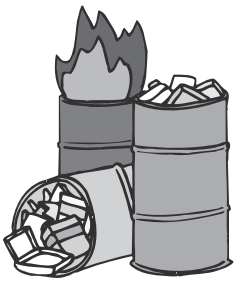
不法焼却の罰則
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金